

第176回:離婚狂想曲インチャイナ

「中華人民共和国婚姻法」の第八条によると、結婚する男女双方は省市が指定する民政局婚姻登記処に出頭して登記手続きを行う必要がある。離婚も同様である。いちど中国人女性と結婚した知人の通訳として、北京市朝陽区の登記処に同行したことがある。思った以上に混んでいたが、結婚組と離婚組の違いは一目瞭然であった。永年の結婚生活に倦み疲れ、精も根も尽き果て、ヘロヘロ状態の離婚カップルに笑みはなかった。当たり前なことだ……本来は。

悲劇と喜劇は紙一重というが、厳粛な儀式を執り行う場所で起こった椿事が、ときに爆笑を生み出す場面がある。むかし、さる国の外務大臣が国連総会において、英語で演説を行った。国際外交の檯舞台上に本人も舞い上がったらしく、格調高い表現を盛り込んだ原稿を用意して話し始めた。主題が近隣諸国との軋轢に触れる微妙な個所を、外務大臣は「かねてよりの誤謬(long-standing fallacies)」と見事に表現した。ところが彼の英語が少し訛っていたようで、各国代表には「long-standing phalluses」と聞こえてしまったから、えらいことになった。Phallus(ファルス)とは、ちょっと書きにくいのだが、男性のプライベートな個所を示し、それが国連演説では複数形で使用され、おまけに「立ちっぱなし(long-standing)」と云う形容詞まで加わったため、厳粛な国連総会が、一転笑いの渦に巻き込まれ、事務総長までゲラゲラ笑い出したという。人生の檯舞台を台なしにしてしまった外交官は気の毒としかいいようがない。

時代は変わり、いまの中国に話題を戻そう。2008年9月に大噴火したリーマンショックで、国際金融界は大混乱に陥り、日露戦争で日本国債を買い支えてくれた投資銀行リーマン・ブラザーズは消滅し、世界最大の保険会社AIGは破綻した。先進国の中央銀行とマネーセンターバンクが、次はどこが破綻するのだろうと、疑心暗鬼に陥るなか、中国はサブプライム・ローンから派生した大量破壊兵器(CDO、CDS)による被害は軽微で済んだものの、これまで安い中国製品をたんまり買ってきていた先進諸国の経済が悪化すれば、中国の輸出が落ち込むのは目に見えており、中国は先手を打ち4兆元という当時のGDPの2割近い大金を投入する内需振興政策を打ち出した。このカンフル剤が効き、失速の危機にあった中国経済は一気に勢いを取り戻したものの、市中に流れ込んだ過剰流動性が不動産投資に廻り、しかもフィージビリティ・スタディやマーケティング調査が不十分な不良PJが多すぎたため、中国はいまその後遺症に苦しんでいる。4兆元の資金が、都市化や環境対策、農民工への差別解消等の民政事業に有効に廻れば、災い転じて福となす、一件着着チャンチャン(^o^)となっただろうに、地方政府の田舎役人の頭に浮かぶ「都市化」とは、せいぜいニュータウンの建設程度のイメージであり、地方の指導者のなかには友人知人や親戚筋のディベロッパーと犯罪まがいのウィンウィン同盟を結び、やみくもに不動産投資に驀進する不屈き者も多かった。

カンフル剤が効き過ぎ、中国経済が景気回復を通り越して過熱気味となったため、中国政府は一転景気抑制に動き、その結果不動産価格は成長率の低下と共に下げに転じたが、政府は景気の中折れを恐れ、昨年6月に3年半ぶりの金融緩和に舵を切り、これがバブルの再燃となった。最近ではホットマネーも大量に流れ込んでいるらしく、中国から香港への輸出額が、中国統計と香港統計との間に、大きな食い違いを見

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

せる奇怪な現象まで発生している。これが中国の「ニセ輸出」で、例えば輸出100万ドルを150万ドルと偽って申告すれば、差額の50万ドルをホットマネーとして越境させることができる。つい最近まで、香港・深圳の国境税関を、荷物を積まないカラのトラックが、毎日国境を跨いで出入りを繰り返していた不思議な光景が続いたというが、そのカラクリがこのニセ輸出であった。

中国政府は不動産バブルに業を煮やし、今年3月の全人代で「新国5条」という不動産価格抑制策を打ち出し、地方政府に一定の裁量権を認めた上で厳格な運用を求めた。各省市はその指令に基づき、それぞれ実施細則を発表しており、地方によってバラツキはあるものの、「独身者の住宅取得は一戸まで」、「一戸目の不動産取得は住宅ローンを優遇、二戸目は金利や頭金を引き上げ、三戸目は住宅ローン禁止」、「売却時にキャピタル・ゲイン税を20%徴収」といった政策が打ち出されている。

ところが上に政策あれば、下に対策あり。中国人はしたたかだ。全人代が終わった3月以降、中国各地の結婚登記処に離婚カップルが大量に押し掛けるという珍現象が出現した。一度に捌き切れず整理券を発行したところもあるという。中国メディアによると、天津市は3月上旬の5日間に1255件の離婚申請を受理した。離婚理由書には「家事を手伝わない、酒癖が悪い、性格の不一致」等もっともらしい理由が記載されているが、若年は20才から老人は90歳のカップルまで、なぜか皆ニコニコ楽しそうな表情を浮かべており、人によっては「復縁手続きもここの？」と大声で尋ねる夫婦もいたという。夫婦が二戸目の不動産を買いたければ、先ず離婚して、不動産を持たない方の名義でマンションを買えば、住宅ローン金利は安いし頭金も30%で済む。逆に家庭で二戸保有している不動産の一つを売れば、離婚の際の財産分割で、夫と妻が各一戸所有することにすれば「所有する唯一の不動産売却」となり、キャピタル・ゲイン税が回避できる。いま上海で邦貨1億円程度のマンションは数多く、そこまで高価でなくても、邦貨換算3千万円のマンションを売ったら、5百万円のキャピタル・ゲイン税を課されるような状況は大いにあり得る。一人当たりのGDPが日本の2割にも満たない中国で邦貨5百万円といえば大金だ。戦略的離婚に踏み切る動機は理解できなくもない。中国各地に雨後の筍のように出現した偽装離婚狂想曲は、不動産取引規制に制度的欠陥が存在することをあぶり出すこととなった。それにつけても、法治国家を目指す中国で、愁嘆場を新喜劇に切り替えてしまう中国人の遵法精神には、恐れ入谷の鬼子母神である。法治国家を目指すのは大いに結構なことだが、肝心の国民をみると、日暮れてなお道遠し。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成25年7月12日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会 加入

本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①株式の手数料等およびリスクについて

- 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大1.2075%（税込み）（約定代金が260,869円以下の場合、3,150円（税込み））の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

- 外国株式等の売買取引には、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して最大0.8400%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②債券の手数料等およびリスクについて

- 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③投資信託の手数料等およびリスクについて

- 投資信託のお取引にあたっては、申込（一部の投資信託は換金）手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大0.0840%（税込み）の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大4.20%（税込み）（約定代金が2,625円に満たない場合は、2,625円（税込み））の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。